

○銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項に規定する医師の指定

(平成24年12月4日 神奈川県公安委員会告示第10号)

最終改正 平成26年8月19日 神奈川県公安委員会告示第9号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条の3第2項に規定する医師として次のとおり指定した。

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の規定による医師の指定(平成21年神奈川県公安委員会告示第19号)は、廃止する。

医師の氏名	医療機関の名称	所在地	診断の対象者の区分	指定年月日	指定期間満了年月日
日野博昭	特定医療法人 社団鵬友会横浜 ほうゆう病院	横浜市旭区 金が谷644	介護保険法(平成9年法律 第123号)第5条の2に規定す る認知症である疑いのある者	平成24年12 月4日	平成27 年12月 3日
澁谷克彦	同	同	同	同	同
竹田礼子	同	同	同	同	同
寺崎太洋	医療法人社団 正慶会栗田病 院	川崎市幸区 小倉2丁目 30番13号	同	同	同
藤井潤	同	同	同	同	同
光嶋茶丘子	同	同	同	同	同
竹林裕直	同	同	同	同	同
本杉真帆	同	同	同	同	同

附 則

附 則(平成26年8月19日神奈川県公安委員会告示第9号)